

令和3年度 事業計画

☆ 社会的養護における今日的情勢

昨年度は、未曾有の世界的新型コロナウイルス感染症の蔓延が発生し、いまだ収まらず先の見えない状況が続いています。その影響は妊娠数にも影響が出ており首都周辺の病院調査では20%前後の減少になっており、今までにない大幅な出生数の減少から人口動態にも大きな影響が生じる可能性が考えられます。

さて社会的養護において、児童虐待やDVなど、家庭や親子等をめぐる社会問題がますます深刻化するなか、社会的養護を必要とする子ども達の健やかな成長を図るため、施設機能向上が求められています。

従来 of 社会的養護を必要とする子どもや保護者の支援にとどまらず、地域の子育て支援、里親養育支援、虐待予防等に力を発揮し、子育て支援の拠点としての専門的な役割を担える存在になるよう、さらなる努力を行います。

改正児童福祉法の理念は、「子どもの最善の利益を守ること」すなわち、子どもが幸せに生きていくことを保障することにあります。我が法人として、子どもの育ちを豊かなものにするために、国の指針に従いながらも独自の支援を展開していきたいと考えています。

以下本年度法人・三施設の努力目標・行事計画及び予算について述べます。

☆ 努力目標

1 法人（本部）

- (1) 児童の人権擁護に最大級の注意を払うと同時に、困難な実態を直視し、各施設の支援の充実を図る。
- (2) 法人の中長期ビジョン策定とガバナンスの強化を図る。
- (3) 3施設長会の定期開催と更なる3施設の連携強化を図る。

2 養護園・ミニトクホーム・善峰ホーム・青雲塾ホーム

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先が明確になった。都道府県社会的養護推進計画で出された施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化に向けた取り組みを行って行く。令和3年度は専門職との連携をさらに強化し、以下4点の課題、着眼点を列記する。

1 子どもの権利擁護の視点を重点的課題とする。

- (1) 施設の中での子ども達の悩み等に真剣に向き合い、その解消を支援できる職員養成を行う。

- (2) 支援向上委員会の機能充実を図る。
- (3) 苦情解決・第三者委員のシステムの機能の充実と定着を図る。
- (4) 京都市版「権利ノート」の文言を重視し、子どもの権利擁護を図る。
- (5) 子どもの意見表明を尊重する体制を構築する。

2 職員の資質向上に努める。

- (1) 会議による意思決定の徹底。(ボトムアップ型の事業提案)
- (2) 一貫した法令遵守(コンプライアンス)の姿勢を徹底する。
- (3) 職員組織を理解し、指揮命令系統の徹底を図る。
- (4) 里親支援専門相談員を配置し、里親との連携を図る。
- (5) 職員間のコミュニケーションの円滑化を図る場の提供に努め、子ども支援・援助の隙間をつくらない。
- (6) 多職種間の連携を図り、支援・援助に対するスーパービジョン及びコンサルテーションの機会を通し、児童自立支援計画票を精査する。
- (7) 家庭支援専門相談員を中心とした各々の世帯に適した親子関係の再構築プログラムを確立し、家族調整が児童相談所等との連携の中で機能するようにする。
- (8) 自立支援コーディネーターを配置し、社会自立後のサポート体制を構築し、他機関と連携を図り、サポートネットワークを作る。

3 児童養護施設での今日的課題である、地域化、小規模化及び個別化に向け取り組みを行う。

- (1) 現在運営している4カ所の地域小規模児童養護施設の機能をさらに充実する。また国の指針に従い、5箇所目の地域小規模児童養護施設の開設を目指す。
- (2) 個別対応を充実させ、児童自立支援計画に焦点化していく。

4 職員の人材確保、人材育成の充実を図る。

- (1) 乳児院と連携して計画的な人材確保、育成の取り組み強化する。
- (2) 平成30年度に取得した、きょうと福祉人材育成認証制度を活用し、人材育成を強化する。

3 乳児院

- 「子どもの最善の利益」を保障するため、更なる施設の高機能化・多機能化及び小規模化を図る。
- with コロナ・after コロナを念頭においた新しい取り組みを展開する。

1 専門的養育機能の充実

- (1) 被虐待児・病虚弱児・障がい児への専門的ケアの強化を図る。
- (2) 専門職によるチームアプローチの充実を図る。

- 2 小規模グループケアの充実
 - (1) 生活単位の小規模化による家庭的体験の充実を図る。
 - (2) 個別対応を重視した乳幼児へのアタッチメント形成の充実を図る。

- 3 早期家庭復帰等に向けた保護者支援・里親支援の充実
 - (1) 児童相談所等、関係機関と連携し、アセスメントに基づいた保護者支援、里親支援の強化を図る。
 - (2) ショートステイ事業、里親レスパイト事業等、在宅支援を強化する。

- 4 乳幼児ホーム構想実現に向けた取り組みの充実
 - (1) 自立支援計画に基づいた幼児（年齢超過児童）の措置継続を図ると共に、一時保護等の受け入れを行う。
 - (2) 養護園と連携し、幼児の自立支援を協働する。

- 5 職員の人材確保・育成・定着の充実
 - (1) 養護園と連携して with コロナを念頭においた、人材確保・育成・定着の取り組みを図る。
 - (2) with コロナを念頭においた研修計画を図る。

4 岡崎幼稚園

- 1 職員体制の強化

- 2 保育内容の充実（コロナウイルス感染状況により対応）
 - (1) 保育計画実施に伴う連携の強化
 - (2) キャリアアップ研修会等への積極的な参加
 - (3) 定期的な園内研修による、専門性の強化

- 3 子育て支援の強化（コロナウイルス感染状況により対応）
 - (1) あそぼうクラブの実施と強化
 - (2) 子育て支援のためのネットワークの強化
(錦林ネット会議・小学校・児童館・保健センター・民生児童委員等)
 - (3) 中学チャレンジ体験、高校生職業体験事業等の積極的な受入れ
 - (4) 保護者会・保護者との連携を密にし、子育て支援の充実を図る

- 4 調理室の充実
 - (1) 安心・安全・おいしい食事の提供
 - (2) 保育士との連携により「食育」の実施
 - (3) アレルギー食、除去食等の充実と誤食防止の徹底した取り組み

(4) 離乳食・献立の見直し

5 環境の整備

(1) 子どもたちの発達を考えた環境作り (園内)

(2) 子どもたちが安全に楽しく活動出来る環境作り (園外)

6 地域との連携 (コロナウイルス感染状況により対応)

(1) 地域に根付いた保育園づくり

(対外行事は原則として中止)